

東京医科歯科大学医学部医学科における教育研究上の目的に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、東京医科歯科大学学則（平成16年規程4号）第1条第2項の規定に基づき、医学部医学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定めるものとする。

(人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第2条 医学部医学科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

未来の医学・医療に求められる知的基盤の充実、判断力の向上および人間性の錬磨を図るとともに、地域および国際社会に貢献する指導的人材を育成する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。